

住所異動に伴うそのほかの手続き

項 目	手続きに必要なもの				問合せ先
国 民 健 康 保 険	・ 国民健康保険被保険者証（転出・転居の場合） ・ 印鑑 ※ 転出の場合、転出（予定）日で資格がなくなります。				市民窓口グループ 国民健康保険担当 （市役所 1 階：窓口 10 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 261・262）
国 民 年 金	・ 印鑑 ・ 年金手帳				市民窓口グループ 年金担当 （市役所 1 階：窓口 10 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 216）
年 金 受 給 者	・ 印鑑 ・ 年金証書				
後 期 高 齢 者 医 療	・ 被保険者証 ・ 印鑑				市民窓口グループ 医療担当 （市役所 1 階：窓口 9 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 227）
子 ども 医 療 母 子 家 庭 等 医 療 障 害 者 医 療 精 神 障 害 者 医 療 後 期 高 齢 者 福 祉 医 療	・ 受給者証（転出・転居の場合） ・ 印鑑 ・ 健康保険被保険者証 ※ 所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。				
児 童 手 当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ （市役所 3 階：窓口 26 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 362） ※ 詳しくは問い合わせてください。
	・ 印鑑	○	○	○	
	・ 預金通帳または振込先などがわかるもの	○			
	・ 健康保険被保険者証の写し	○			
	・ 児童手当用所得証明書	○			
児 童 ・ 生 徒 の 異 動 園 児 の 異 動					学校経営グループ こども育成グループ （市役所 3 階：窓口 25・28 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 学校：345／園：315・316）
上水道の使用開始・中止					上下水道グループ （市役所 2 階：窓口 12 番） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 277）
妊 婦 ・ 乳 児 健 康 診 査 予 防 接 種	・ 母子健康手帳 ・ 印鑑 ・ 前住所地発行の妊婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票（所有している方のみ） ※ 転入時のみ手続きが必要です。				いきいき広場内 保健福祉グループ ☎ 5 2－9 8 7 1
ご み の 出 し 方					市民生活グループ （市役所 1 階：正面玄関左） ☎ 5 2－1 1 1 1 (代) （内線 263）